

茨木市と学校法人大阪医科薬科大学との連携協力に関する基本協定書

(目的)

第1条 この協定は、茨木市（以下、「甲」という。）と学校法人大阪医科薬科大学（以下、「乙」という。）が、教育、研究、医療、保健、健康づくりなどのさまざまな分野において、積極的に連携を行い相互に協力することにより、甲及び乙の発展・充実に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的実現のために、次の事項について協議の上、連携及び協力する。

- (1) 教育及び医療の人材育成に関する事項
- (2) 地域医療・救急医療・災害医療の充実にに関する事項
- (3) 健康づくりの推進に関する事項
- (4) 保健福祉の向上に関する事項
- (5) 両者の主催事業に対する相互の支援に関する事項
- (6) その他両者が協議して必要と認める事項

(協定期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、両者のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

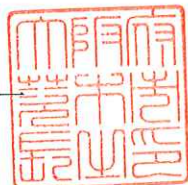
第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の内容その他の事項については、両者が協議して別途定めるものとする。

本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、記名押印のうえ、各々1通を所持する。

令和元年5月16日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市

市長 福岡 洋



乙 高槻市大学町2番7
学校法人大阪医科薬科大学

理事長 植木 寛

